

重要事項説明書

- 短期入所生活介護サービス -

社会福祉法人 値賀の里

特別養護老人ホーム 養寿園

「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(長崎県指定 第 4271501373号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 事業実施地域及び営業時間	5
6. 苦情の受付について	6
7. 事故発生時の対応について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 値賀の里
- (2) 法人所在地 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷1756番地2
- (3) 電話番号 0959-56-4141
- (4) 代表者氏名 理事長 中谷 功
- (5) 設立年月 平成22年1月27日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護（介護予防）事業所
平成22年4月1日指定 長崎県 4271501373号
※当事業所は特別養護老人ホーム養寿園に併設されています。

- (2) 事業所の目的 要介護状態になった高齢者に対し適正な短期入所生活介護サービスの提供をすることを目的とする。
- (3) 事業所の名称 短期入所生活介護事業所 養寿園
- (4) 事業所の所在地 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷1756番地2
- (5) 電話番号 0959-56-4141
- (6) 事業所長(管理者)氏名 松永英和
- (7) 当事業所の運営方針 利用者の立場に立った適切な介護サービスの提供
- (8) 開設年月 平成22年4月1日
- (9) 利用定員 15人
- (10) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。個室の利用をご希望される場合はその旨お申し出下さい。(但し、①ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。②ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりこちらから多床室の居室利用をお願いすることもあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	5室	個室
2人部屋	5室	多床室
静養室	1室	
合計	10室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	移動式平行棒・電熱式ホットパック
浴室	1室	リフト浴・一般浴槽・特殊浴
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者や契約者に居室変更の説明を致します。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員数
1. 事業所長(管理者)	兼務1名
2. 介護職員	兼務26名
3. 生活相談員	兼務1名
4. 看護職員	兼務3名
5. 介護支援専門員	兼務1名

6. 医師（非常勤）	兼務1名
7. 機能訓練指導員	兼務1名
8. 事務員	兼務2名
9. 調理員	兼務5名
10. 栄養士	兼務1名

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週火曜日 13:30～15:00 毎週木曜日 13:30～15:00
2. 介護職員	早出■ : 07:00～16:00 早出□ : 07:30～16:30 日勤○ : 09:00～18:00 遅出① : 12:00～21:00 準夜勤② : 13:00～22:00 夜勤▲ : 16:45～09:15 深夜勤△ : 22:00～07:00 半日★ : 09:00～13:00
3. 看護職員	早出■ : 07:30～16:30 早出□ : 08:00～17:00 日勤○ : 09:00～18:00

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き、通常の9割、8割または7割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食：7:50～ 昼食：12:00～ 夕食：17:00～

料金：朝食 312円 昼食 540円 夕食 540円

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・職員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の減退を防止するための訓練を実施します。

⑤医師や看護職員が健康管理を行いません。

⑥送迎

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金(1日あたり)＞（契約書第8条参照）

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室、食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。（施設利用料金表の別表（1）、別表（2）参照）

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、要介護認定後、自己負担額をお支払いいただきます。（また、居宅サービス計画が作成されていない場合も同様です。）

☆支給限度額を超えて、利用される場合はサービス利用料金の全額をお支払い頂きます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）（1）以外のサービス（契約書第5条、第8条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①特別な食事（酒を含みます）

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪・美容サービス]

月に1回、理容師（美容師）の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができますが材料代等の実費を頂くこともあります。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を頂くこともあります。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

料金 要した費用の実費

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 8 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- | | |
|----|----------------------------|
| ア. | 窓口での現金支払い |
| イ. | 下記指定口座への振込み |
| | 1) 親和銀行 小値賀支店 普通預金 3001666 |

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第 8 条参照）

- 利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 小値賀町全域

(2) 営業日及び受付時間 年中無休 8：45～17：45

(3) 通常の送迎の実施地域と料金

小値賀町本島 島内については片道 184 円を、島外の場合は実費をご負担いただきます。

6. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員

〔氏名〕 津田 豊

○受付時間 毎日

8：45～17：45

また、苦情受付ボックスを施設長室前に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

小値賀町住民課 介護保険係	所在地 小値賀町笛吹郷 電話番号・FAX 0959-56-3111 0959-43-3077
国民健康保険団体連合会	所在地 長崎市今博多町8-2 電話番号・FAX 095-826-7293 095-826-1779
長崎県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 長崎市茂里町3-24 電話番号・FAX 095-842-6410 095-844-5948

苦情処理体制・手順

利用者からの苦情、相談の申し立てがあった場合、円滑かつ迅速に苦情処理を行うため次の体制並びに手順で処理する。

（1）苦情処理体制

- ①苦情解決責任者 施設長 松永英和
- ②苦情受付責任者 生活相談員 津田 豊 介護長 田和恵美子
- ③苦情受付担当者 全職員
- ④第三者委員 北村元信 近藤照子

（2）苦情処理手順

- ①苦情は面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。
- ②苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申し出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。
- ③苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申し出

人は、第三者の助言や立会いを求めることができます。

④本事業所で解決できない苦情は、前頁の公共機関へ申し立てることができます。

7. 事故発生時の対応

- 1 事故発生時、発見者は速やかに看護職員及び生活相談員へ連絡します。
- 2 連絡を受けた看護職員は、状況状態を確認の上、協力病院へ連絡し指示を仰ぎ、必要に応じて受診等を行います。
- 3 看護職員は必要な情報について、速やかに家族等へ連絡するとともに、施設長へ報告します。状況状態に応じて、市町村にも報告する。
- 4 夜間も同様の対応をします。
- 5 施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- 6 施設は、この記録に基づいて、委員会等により検討・検証を行い、事故等の再発防止に努めます。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 耐火構造鉄筋コンクリート造 2階建
- (2) 建物の延べ床面積 4,339㎡
- (3) 事業所の周辺環境 周囲は風光明媚な緑豊かな山に囲まれ、近隣には総合公園や海岸があり、環境に恵まれた場所にあります。

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対し1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員 ご契約者の機能訓練を担当いたします。

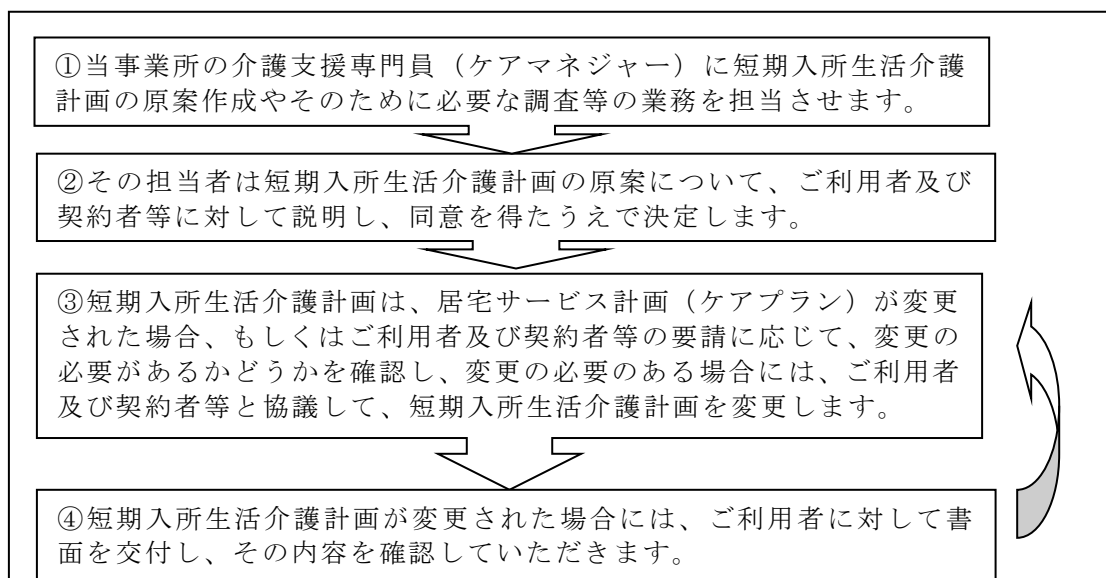
1名の機能訓練指導員を配置しています。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

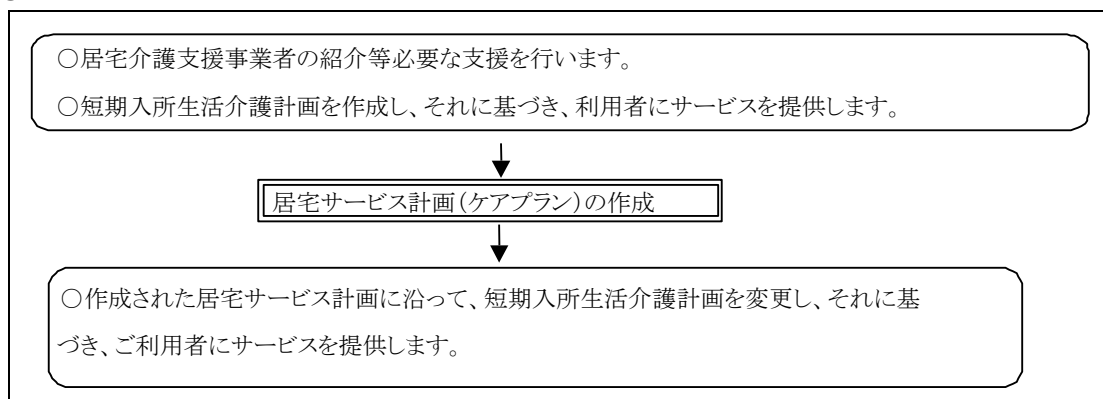
- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



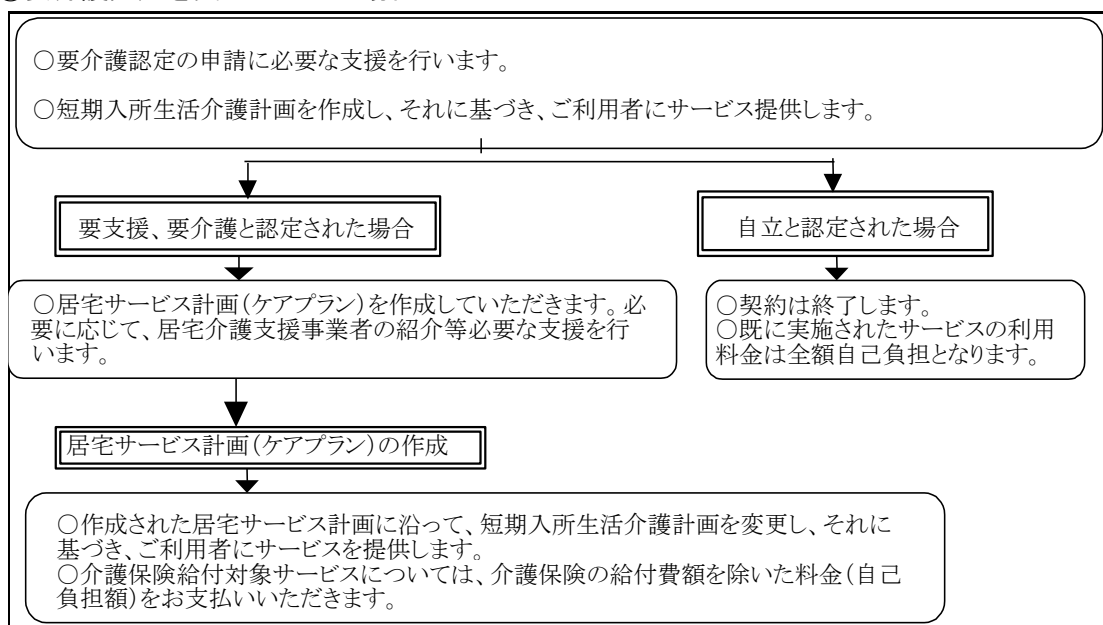
- (2) ご利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提

供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知

り得たご利用者者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。

また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

衛生管理のため、食品（腐敗しやすいもの）の持ち込み、ペット、ライター、マッチ、ナイフ等の刃物類等

(2) 面会

面会時間 8:00～18:00（その他必要に応じて面会できます）

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。（面会名簿にご記入下さい）

※なお、来訪される場合、ペットの持ち込みはご遠慮下さい。

※飲食物を持ち込む場合は、必ず介護職員又は看護職員に届けてください。

(3) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	小値賀町国民健康保険診療所
所在地	長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷1757番地の8
診療科	内科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	小値賀歯科診療所
所在地	長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2720番地3

6. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第17条参照）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご利用者が死亡した場合②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

(1) ご契約者（利用者）からの解約・契約解除の申し出（契約書第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②ご利用者が入院された場合③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財 |
|---|

物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑦他の利用者のご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第20条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

①ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第17条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し交付した本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 短期入所生活介護養寿園事業所

説明者職名 生活相談員 氏名 津田 豊 印

私は、交付を受けた本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

契約者 住所

氏名

続柄